



高槻市マスコットキャラクター
はにたん

R4.1.21

大阪府地域生活支援拠点等意見交換会



高槻障がい福祉サポートネットワーク (地域生活支援拠点等) について

高槻市 健康福祉部 福祉事務所
福祉相談支援課





本日の内容

1. 整備にあたってのプロセス
 - ・どう取り組むか、何から検討するか、整備のタイミング
2. 各機能について
 - ・既存事業に目を向ける、足りない部分は他市を参考に
3. 登録の考え方
 - ・登録の目的、何を登録するか
4. ネットワークの評価
 - ・評価の場、PDCAサイクル、フィードバックを意識



高槻障がい福祉サポートネットワーク



国

「地域生活支援拠点等」を令和2年度中に、全ての市町村に整備



高槻市

令和2年3月

「高槻障がい福祉サポートネットワーク」という名称で整備(面的整備)

高槻市の特徴

- ・人口 350,819人 (令和3年3月末日現在)
- ・身体障がい者手帳所持者 12,966人
療育手帳所持者 3,596人
- ・精神障がい者保健福祉手帳所持者 3,838人
- ・基幹相談支援センター(直営)、委託相談8ヶ所
障がい福祉サービス事業所 約200事業所
(うち、短期入所14、障がい者支援施設3、相談支援25か所)

令和2年11月たかつきDAYSより抜粋



高槻市自立支援協議会 地域生活支援拠点ワーキング

構成メンバー

高槻市内の障がい者支援施設職員
社会福祉協議会
障がい当事者、障がい者団体
医療機関、訪問看護ステーション
相談支援専門員
障がい福祉サービス事業所
行政機関

合計30名



障がいのある方が安心安全に暮らしやすい地域を目指すために、当事者や行政、障がい福祉サービス事業者等と一緒に考え、話し合いました。



1. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

H28～R元年度 地域生活支援拠点ワーキング

H28年度
29年度

- ・緊急受け入れに関する検討
- ・緊急の定義、ネットワークの名称検討
- ・緊急対応に関するアンケート調査

H30年度

- ・緊急対応に関する意見交換会
- ・緊急時対応シートの試行実施
- ・医療と福祉の連携

R元年度

- ・緊急受け入れ事業・緊急時対応シートの活用開始
- ・单身生活体験事業の開始
- ・事業所へのネットワーク構築協力に関する検討

令和2年3月 ネットワーク整備

R2年度～
高槻障がい
福祉サポート
ネットワーク
検証
ワーキング



1. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

○ どうやって取り組むか

- 意識したこと
- ①行政だけで進めない
 - ②障がい福祉事業所以外の関係機関(特に医療関係)の参加
 - ③当事者、当事者団体の声を聴く場でもある

→ワーキングの立ち上げ、各関係機関との意見交換から方向性を決定

○ 何から検討するか

緊急対応・受入は最優先事項 緊急の定義を定める必要性あり

実際に緊急案件はどのぐらい？

→ワーキングによるアンケート調査の実施、緊急の定義の決定

○ 整備の宣言に向けて

自立支援協議会全体会議で整備を宣言

→5つの機能がどの程度充足・整備できているのか、まだ足りない部分は何かを説明

当事者団体等からも注目度が高い →当事者団体への説明の実施



2. 各機能について

1 相談

2 緊急時の受入れ・対応

3 体験の機会・場

4 専門的人材の確保、養成

5 地域の体制づくり



1 相談

- ・障がい児者やご家族が、相談できるような体制づくり

相談機関：基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所

- ・緊急対応時には、相談支援専門員は「緊急時対応シート」を活用し、事業所や基幹相談支援センター等と速やかに情報を共有し、受入れの調整を図る

2 緊急時の受入れ・対応

- ・「緊急時対応シート」を活用し、緊急時（※）の受入れの連絡調整、相談支援事業所と基幹相談支援センターが連携し、必要な対応を行う
- ・短期入所や緊急時受入事業等による、緊急受入体制の確保

※緊急時：介護者の急逝、入院等障がい者の介護ができない状態等



3 体験の機会・場

- ・一人暮らしを体験できる場を提供し、障がい者の自立を促す支援を行う。
- ・グループホームの体験利用、単身生活体験事業の活用

4 専門的人材の確保・養成

- ・障がい福祉サービス従事者養成研修費の補助
(喀痰吸引、強度行動障害、移動支援、同行援護)
- ・相談支援専門員研修費の補助
- ・指定特定相談支援事業所新規開設の補助

5 地域の体制づくり

- ・協議会等による地域課題の意見交換、情報共有
- ・メーリングリストの活用



コーディネーター機能について

H28・29年度 議論の経過

当初考えていたイメージ

①クラウドを活用した登録情報の共有:

短期入所事業所等(受け入れ側)と相談支援専門員・基幹相談支援センター(調整側)が同じ情報を確認

②コーディネーターの輪番制を想定:

委託相談支援事業所での輪番制

残された課題

①情報共有

- ・個人情報の取扱い
- ・コスト面を考慮した情報共有の方法(クラウド以外の方法)の検討

②コーディネーター

- ・委託相談支援事業所(8ヶ所)を輪番制を想定。しかし、現状の業務量(計画相談業務過多)での実施は困難。
- ・担当外ケースへの対応の不安、個人情報取扱いの問題

コーディネーターを置く目的は何か？

⇒円滑に緊急案件を調整する

そもそも困っていることは何か？

⇒受け入れ側が必要とする情報と相談員が伝える内容の不一致

最終

- ・相談員全員でコーディネート
- ・緊急時対応シートの作成(サービス等利用計画に包含)
- ・セルフプラン利用者への対応として、通所事業所等へ緊急対応シート活用について情報提供



緊急時対応シート

1 相談

別紙1

利用者の現状(基本情報)

作成日	相談支援事業所名	利用者氏名
-----	----------	-------

1. 概要(支援経緯・現状と課題等)

2. 利用者の状況

氏名	生年月日	性別	122 歳	性別
住所	連絡先	活動内容	FAX番号	
身体障がい種別	級 (障害)	療育内容	精神保健福祉手帳	療養手帳
障がい支援区分	身体機能手帳	自立支援医療(療育)	障がい基礎年金	その他年金

3. 医療 ①受診履歴等含む ②処方薬、処方、主たる介護者等記入

4. 医療の状況

機関名(名称・診療科名)	疾患名	通院頻度	通院方法	処方薬	処方頻度・方法等
		頻と	自	自	
		頻と	自	自	
		頻と	自	自	
		頻と	自	自	
		頻と	自	自	

5. 支援の状況

内容	実施状況	実施頻度	実施場所	実施者
① 通院支援(障がい種別・処方・内服)				
②				
③				
④				

通院先、処方薬、頻度等

4. 緊急連絡先

連絡先	氏名または機関名称	本人との関係	連絡先及び住居事項
①			
②			
③			

5. ADL等

移動	①移動手段	<input type="checkbox"/> 歩行 <input type="checkbox"/> 車イス/バギー <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 自立
	②杖具	<input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 杖力増強 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	③歩行補助具
日常生活	①食事	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 管理用 <input type="checkbox"/> 食器(補助)具使用 <input type="checkbox"/> スプーン/フォーク使用 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 食う <input type="checkbox"/> 食器管理等	
	②着下	<input type="checkbox"/> 可動 <input type="checkbox"/> 一部困難 <input type="checkbox"/> 不可	④入浴
行動	①外出	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	⑤散歩
	②掃除	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> オムツ <input type="checkbox"/> 定期掃除 <input type="checkbox"/> その他(掃除機等)	⑥洗濯
	③洗濯(手洗のみ)	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	⑦掃除機
	④洗濯管理	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	⑧掃除機管理

6. 普段の過ごし方や好きな活動・物等

7. 緊急受入時に必要な支援・配慮など(緊急対応先等含む)

8. その他特記事項(家族の状況、災害時の対応等も含む)

ADL等 (移動、日常生活、行動)

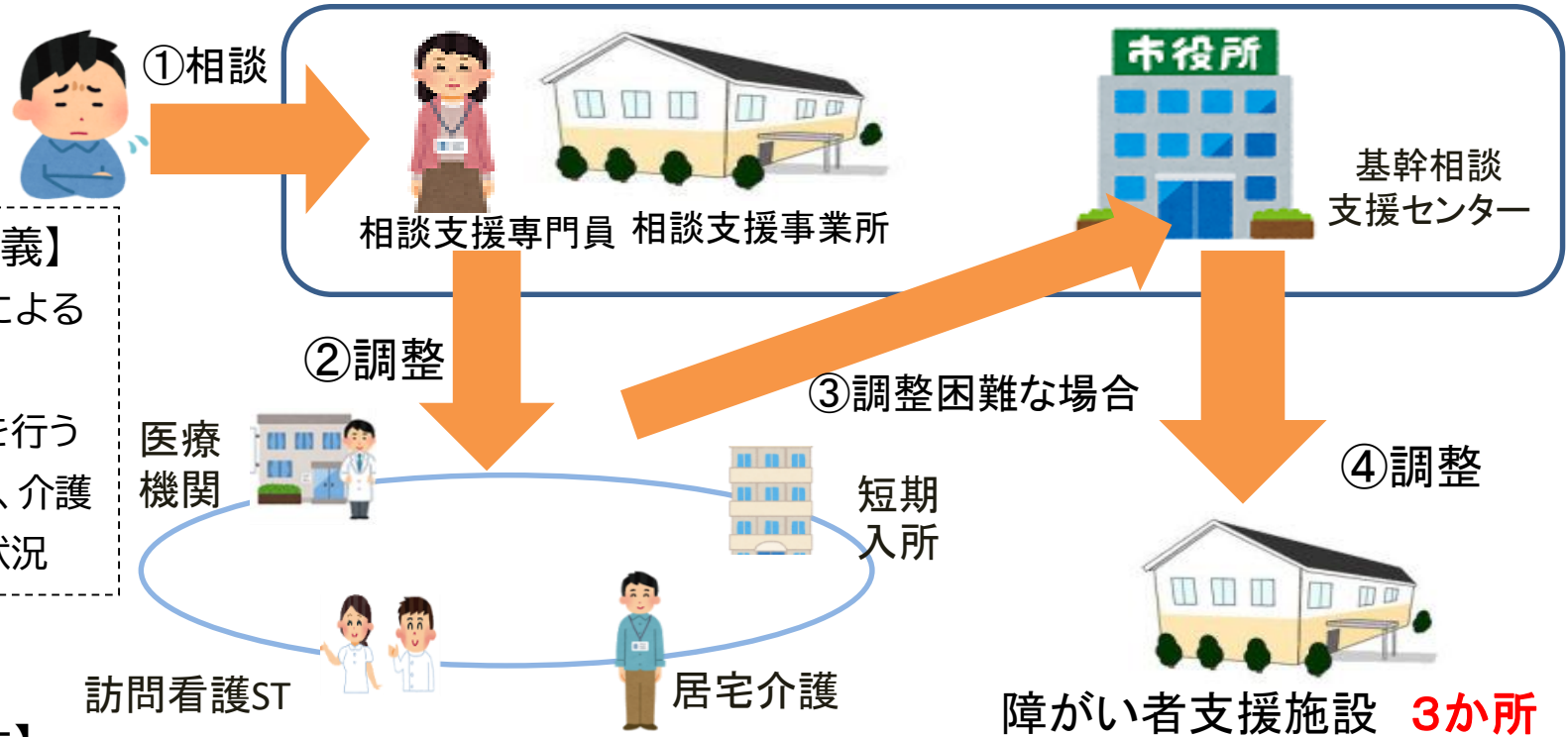
行動面 具体例と支援方法を記入

普段の過ごし方や好きな活動・物など 緊急受入時に必要な支援・配慮など



緊急受け入れの対応

2 緊急



【緊急受け入れの定義】

①当事者及び介護者による対応が困難な状況

②家族による介護等を行うことが不十分もしくは、介護等を行う者がいない状況

【基本的な考え方】

障がい福祉サービス利用者に対し、基本的にサービス利用を優先し、相談支援専門員が受け入れ調整

※調整困難な場合の例: 普段利用している事業所対応が困難及び、面的整備の事業所でも困難な場合等。

市内指定障害者支援施設(全3か所)において、緊急受け入れのための居室確保を行う。
 ※現行の虐待対應用居室確保(一時保護)から用途及び施設数を拡大
【利用期間】
 基本3日 ※但し、利用期間については必要に応じて延長



単身生活体験事業

3 体験

現状

【課題】

- 1 家族の高齢による介護力の低下
早期に「親亡き後」の生活を考える機会が必要
- 2 現行制度では、地域生活の選択肢が少ない
体験を行い、生活の場の選択肢を増やすことが必要

◆グループホームで暮らしたい



◆一人暮らしをしたい



【現行制度】なし →事業化が必要
親元を離れて一人暮らしという選択がしにくい

【精神障がい者の居住に関するアンケート】

(H30 高精協、回答率15%)

「一人暮らしを考えていますか」

当面考えてない 38%

両親が亡くなったら考えたい 20%

→早期に検討が必要という意識が希薄

「一人暮らしの住居形態について」

賃貸等の住宅を希望する 57%

→賃貸契約面や入居後のサポートが必要

事業内容

ウィークリーマンション等を借り上げ、親元等からの自立を希望する障がい者に、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。

【実施手法】

- ・ウィークリーマンション等の賃貸借料など場所の確保に係る費用や、事業の対象者が1ヶ月以内を目処に単身生活を送るために必要な光熱水費や日用品の購入に係る費用等に充てるため、1件につき10万円を活用し、委託相談支援事業の住宅入居等支援事業として具体的に支援をする。

- ・その他実際の生活において必要となる支援を行う。

- ・対象となる障がい者の選定は、福祉相談支援課において、委託相談支援事業者と相談の上、決定する。

堺市の取組を
参考

事業実施により見込まれる効果

- 1 親が高齢になる前に、親亡き後の生活を早期に考える機会の提供
- 2 地域生活の選択肢増加、地域移行の推進



事業者向け補助制度①

4 専門性

障がい児・者の支援に必要な知識や技術の習得のため、研修費用の一部を補助

研修の種類	課程等	補助基準額	対象者
喀痰吸引等研修	第1号研修 第2号研修	各50,000円	従業者に研修を受講させる市内の指定障がい福祉サービス事業所
	第3号研修	10,000円	
強度行動障がい支援者養成研修	基礎研修実践研修	各2,500円	
同行援護従事者養成研修	一般課程	各10,000円	
	応用課程		
移動支援従事者養成研修	全身性障がい課程	各5,000円	
	知的障がい課程		
	精神障がい課程		



事業者向け補助制度②

4 専門性

相談支援事業の新規参入を促すため、相談支援従事者研修費や新規開設に向け補助

補助の種類	内容等	補助額	対象者
相談支援従事者研修	初任者研修	研修費全額	相談支援専門員の増員又は、新たに相談支援事業所を開設する事業所
相談支援事業所 新規開設	開設準備経費	開設準備経費 50万円	新たに高槻市内に相談支援事業所を開設する事業所
	運営経費 (2年度分)	運営経費 150万円 (1年度あたり)	

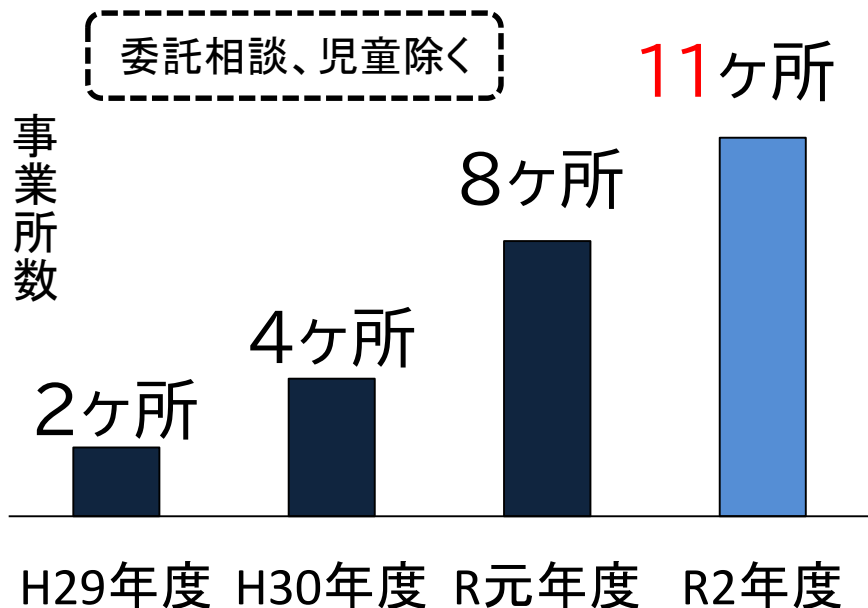


相談支援事業所新規開設補助

相談支援事業所新規開設補助

- ① 初期費用(開設年度)... **500千円** ※備品購入費・内装工事費等の開設準備費用
- ② 管理経費(開設年度、翌年度)... **1,500千円/年度** ※家賃、光熱水費、通信運搬費等の運営管理経費

計画相談支援事業所数の推移

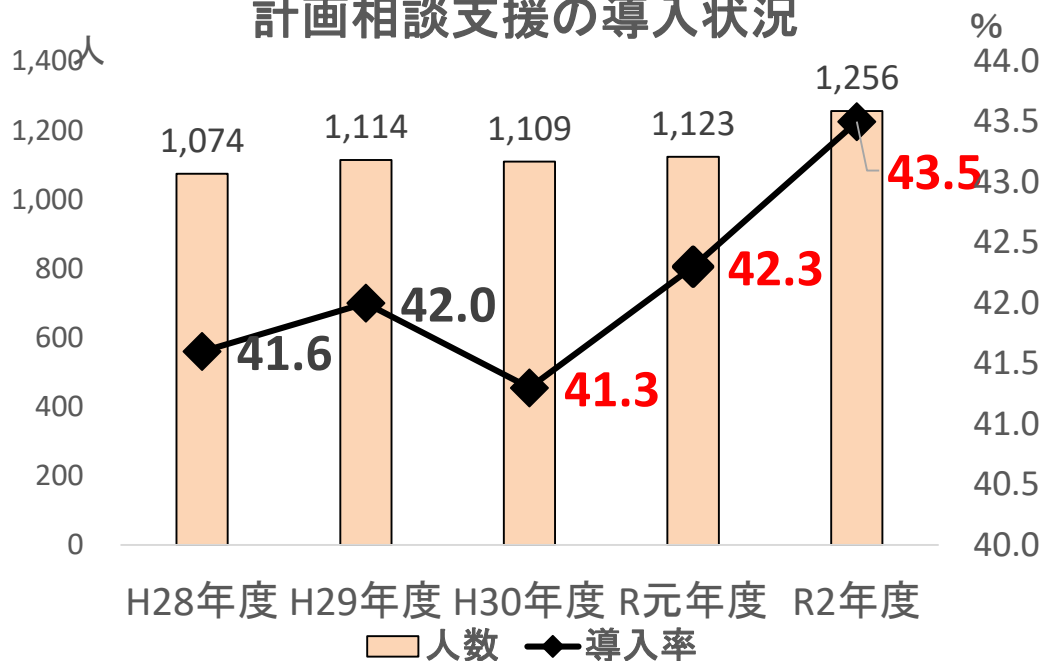


開設補助制度(H30年度～)

研修費補助金制度(H28年度～)

15

計画相談支援の導入状況



補助事業による効果

- ・計画相談支援導入人数、導入率ともに上昇傾向
- ・補助事業開始後、2.2ポイント上昇



自立支援協議会とネットワークの運営

5 地域の
体制づくり

- 地域生活支援拠点ワーキングを、運用等の課題を検証するためのワーキングとして継続
- 医療と福祉の連携、障がい者支援施設との意見交換
- メーリングリストの活用
- ネットワークの登録制

自立支援協議会等による地域課題の意見交換、情報共有



3. 登録の考え方

5 地域の体制づくり

障がい者を登録？事業所を登録？

当初は障がい者を登録するつもりだったが... 議論の結果、事業所を登録する方針へ

	メリット	デメリット・懸念
障がい者を登録	緊急対応すべき対象者が把握可能	登録していない障がい者への対応 登録の周知・基準の定め方
事業所を登録	ネットワークの見える化 報酬加算	登録していない事業所との差別化 緊急対応が必要な障がい者の把握が困難

<面的整備(ネットワーク化)の問題点>

整備状況が見えない → 見えるようにするためにどうすればよいか？

<ワーキングからの意見>

事業所を登録、ステッカーやマグネットシートの作成

他市の取組や他分野のネットワーク系事業を参考



ネットワーク登録協力や市民への周知

5 地域の体制づくり

障がい者の暮らしを支える

高槻障がい福祉サポートネットワーク (地域生活支援拠点等)

登録の流れ

① 福祉相談支援課 提出書類

- ・「高槻障がい福祉サポートネットワーク協働登録申請書」
※押印不要、メール・FAXでの提出可

「登録通知書」及び
「協働機関ステッカー」を交付します
ステッカーは事業所入り口へ貼ってください
※協働事業所は市HPに掲載いたします。



② 福祉指導課 届出書類

- ・高槻障がい福祉サポートネットワーク登録通知書(写) ※福祉相談支援課が交付したものの
- ・給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表 ※地域生活支援拠点等の欄「該当」を選択
- ・運営規程 ※変更後のもの 別紙記載例を参照に変更してください
- ・変更届(様式第3号)、障がい福祉サービス事業等変更届(第13号)
※押印不要、郵送による提出可
※令和3年4月から加算を算定する場合の手続きは、報酬改定等に併し一部異なる取扱いを行います。
詳細は令和3年3月下旬(予定)にお知らせしますので、それまで届出は行わないでください。

【注意！】地域生活支援拠点に係る各種加算について
(1) 各種加算を得るためには、「市町村が地域生活支援拠点等と位置付ける」ことが必要です。
必ず、①ネットワークの登録、及び②地域生活支援拠点等の届出(運営規程の変更)を行ってください。

(2) 運用開始日
福祉指導課への届出日：毎月15日以前→翌月1日、16日以降→翌々月1日

※重要事項説明書にも地域生活支援拠点としての機能を記載し、必要に応じて利用者へ丁寧に説明してください。(届出は不要です。)

<問い合わせ先>
【高槻障がい福祉サポートネットワーク(地域生活支援拠点等)に関すること】
福祉相談支援課(障がい者基幹相談支援センター)
TEL:072-674-7171 FAX:072-674-5135 E-mail:tak1717@city.takatsuki.osaka.jp
【指定・届出に関すること】
福祉指導課 障がい福祉事業チーム TEL:072-674-7821 FAX:072-674-7820

・ネットワークの登録が「市が地域生活支援拠点等と定めている」
ことに連動させるよう、指導部局との連携

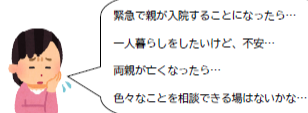
・ネットワークの登録、管理
登録事業所へステッカー、マグネットシートを配付

・ネットワークの周知
市広報、障がい者団体等を通じての周知

障がい者の暮らしを支える

高槻障がい福祉サポートネットワーク

こんなことで困っていませんか？



高槻障がい福祉サポートネットワークでは

相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所、行政など、様々な関係機関と連携し、障がい児や家族が抱える困り事の解決を目指します。

このステッカーが目印！



<問い合わせ先>
高槻市役所 福祉相談支援課(障がい者基幹相談支援センター)
TEL:072-674-7171 FAX:072-674-5135

高槻市では、
基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、地域の協力事業所と高槻障がい福祉サポートネットワークを構築し、地域全体で、障がい児の生活を支えます。

◆高槻市障がい者基幹相談支援センター(高槻市役所 福祉相談支援課内)
〒569-0067 高槻市桃葉町2-1 高槻市役所 本館1階 ④番窓口
TEL:072-674-7171 FAX:072-674-5135

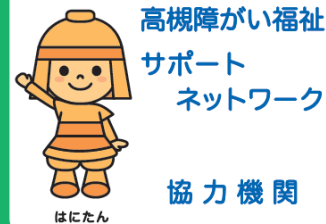
◆高槻市障がい者委託相談支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
地域生活支援センター ういど	真1町2-3-23	072-686-5833
高槻西部地域生活支援センター ステップ	真田町5-17-5	072-694-9898
相談支援センター スキップ	豊岡町4-17	072-668-4620
生活支援センター あんたんで	都家本町5-2	072-681-4755
聖ヨハネ障がい者相談支援事業所	福内町1-11 (90・あいセンター内)	072-672-0267
相談支援センター わかさ	大字東町1277	072-679-3043
高槻地域生活支援センター オアシス	松川町25-5	072-662-8130
地域生活相談所 ライラック	津島町2-24-12 4号ビル2階	072-676-5513
相談支援センターハーバー100	芝田町1-23-1	072-679-1760
こども相談支援センター wish100	城東町1-6-8 高野ビル2階	072-605-1140
聖ヨハネ子どもセンター100	高野町4-26(2)アグランド2階	072-669-7416

※障がい児相談係

◆高槻障がい福祉サポートネットワーク協力事業所

高槻障がい福祉サポートネットワークに登録している事業所は、市ホームページに掲載しています。
「高槻障がい福祉サポートネットワーク」と検索してください。
市ホームページアドレス：
<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/kenkou/fuku.shijo/index.html>



高槻障がい福祉サポートネットワーク

協力機関





4. ネットワークの評価

H28年度～R元年度
地域生活支援拠点ワーキング



R2年度～
高槻障がい福祉サポートネットワーク検証ワーキング

サポートネットワークの状況等を確認、共有、意見交換を行う中で、更なる取組を検討

<活動指標(抜粋)>

例)ネットワークの登録事業所数、委託相談相談件数、緊急時対応件数、啓発状況等

<効果検証方法>

事務局からの一方的な報告にならないように注意
ワーキングメンバーの意見交換を大切に。

・不十分な点や、より拡大していく点などを協議

・次年度の取組及び予算要求へつなげていく

検証ワーキングの話し合いから

①周知・啓発の強化

②ネットワーク協力機関の交流会 実施へ

高槻障がい福祉サポートネットワーク 検証シート

サポートネットワークの検証を行うにあたって、検証ポイントをまとめています。ご事業所がごまいしたら、ご記入ください。

No.	テーマ	内容	指標	検証ポイント		備考
				今年度	前年度	
1	ネットワークの概要	ネットワークの目的・趣旨、登録事業所数、委託相談相談件数、緊急時対応件数、啓発状況等	登録事業所数 委託相談相談件数 緊急時対応件数 啓発状況	100件以上 1,000件以上 10件以上 10回以上	100件以上 1,000件以上 10件以上 10回以上	
2	【検証1】 活動	ネットワークの登録事業所数	登録事業所数	100件以上	100件以上	
3		委託相談相談件数	委託相談相談件数	1,000件以上	1,000件以上	
4	【検証2】 緊急時対応	緊急時対応件数	緊急時対応件数	10件以上	10件以上	
5		緊急時対応件数	緊急時対応件数	10件以上	10件以上	
6	【検証3】 啓発	啓発活動の実施状況	啓発活動の実施状況	10回以上	10回以上	
7		啓発活動の実施状況	啓発活動の実施状況	10回以上	10回以上	
8	【検証4】 連携	連携機関との連携状況	連携機関との連携状況	10回以上	10回以上	
9		連携機関との連携状況	連携機関との連携状況	10回以上	10回以上	
10	【検証5】 その他	その他	その他	なし	なし	
11		その他	その他	なし	なし	
12	【検証6】 その他	その他	その他	なし	なし	
13		その他	その他	なし	なし	
14	【検証7】 その他	その他	その他	なし	なし	
15		その他	その他	なし	なし	
16	【検証8】 その他	その他	その他	なし	なし	
17		その他	その他	なし	なし	
18	【検証9】 その他	その他	その他	なし	なし	
19		その他	その他	なし	なし	



整備に向けた取組を振り返って

- ・ 障がい者団体、市民（当事者）、事業者への説明
⇒ 様々な機会の活用、意見交換によりお互いの理解が進む
- ・ 既存事業を活かした地域生活支援拠点の整備
- ・ 行政内部（理事者、財政部局含む）の理解と、
地域生活支援拠点等の整備に絡めた新規事業の予算獲得



さいごに 今後の課題と方針

- ・ 高槻障がい福祉サポートネットワークの啓発
(ネットワーク協力機関を増やす、市民への周知)
- ・ 高槻障がい福祉サポートネットワークの検証と充実
(緊急受入れの24時間体制等)

※注意

本日ご紹介した地域生活支援拠点の各機能に関する取組は、あくまで高槻市の実情・考え方に基づくものです。

全ての市町村において当てはまるわけではないと思いますので、各自治体の実情に応じた整備をご検討ください。

ご清聴ありがとうございました